

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		第5回川西市立学校校区審議会	
事 務 局 (担当課)		教育推進部就学・給食課	
開 催 日 時		令和4年11月8日(火) 午後3時30分～	
開 催 場 所		市役所4階 庁議室	
出 席 者	委 員	臼井智美、橋詰福子、山内乾史、株本一男、熊手輝秀、高垣久夫、寶田順子、秋葉奈津子、稲垣佳奈、金子愛	
	そ の 他		
	事 務 局	中西教育推進部長、岩脇教育推進部副部長兼就学担当課長、金森主査、山本事務員	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		議事 (1) 校区外就学希望制度の検証について (2) その他	
会 議 結 果		審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>本日はお忙しい中、ご参集くださいますありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第5回川西市立学校校区審議会を開会いたします。</p> <p>まず、開会にあたりまして、前回会議より新たに委員としてご就任いただいておりますが、ご都合により欠席されておられましたので、今回、ご出席いただく最初の審議会ということでご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。</p> <p>保護者代表の選任区分から、幼稚園 PTA 代表 稲垣様にご出席いただいております。よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、本日の出席状況でございますが、小林委員、若生委員には事前にご連絡いただいております、欠席でございます。また、リモートで参加の表明をいただいております秋葉委員につきましては、現時点においてコンタクトが取れていない状態です。また、会議途中にオンライン会議での接続申請がございましたら、その時点からのご参加とさせていただきますと思います。それ以外の7名の皆様につきましては、リモートでご参加の白井副会長を含めまして、7名ご出席いただいております。</p> <p>本審議会につきましては、川西市立学校校区審議会規則第7条第2項にありますとおり、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができないこととなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、半数以上の委員の皆様に出席いただいておりますので、本日の審議会につきましては、有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは本日の議事進行につきまして、ここから山内会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。前回、第4回は情報共有ということで、色々と事務局から説明いただいたわけではありますが、本日から審議をお願いするというので、活発な議論をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、まず始めに議事(1)「校区外就学希望制度の検証について」です。</p> <p>事務局から資料があるようですので、資料の説明を事務局からお願いします。</p> <p>資料説明の前に、リモートで秋葉委員が参加されましたのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、改めまして、只今から事務局より資料の説明をさせていただきます。</p> <p>前回、第4回審議会での議論におきまして、委員の皆様からご意見をいただき、次回審議会でも資料を準備させていただくと申し上げておりました内容につきまして、資料1から資料5に基づきまして、順にご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。前回の審議会におきまして、人口動態がどのように変化しているのか共通認識を持つておく必要があるとのご意見がございましたので、児童・生徒数の推移につきまして平成29年度から令和4年度分を取りまとめた資料となります。</p> <p>上段が小学校、下段が中学校分となっております、それぞれ学校別に児童・生徒数と学級数を記載しております。平成29年度と令和4年度を比較しますと、小学校では、児童数が539人、学級数は7学級、中学校では、生徒数が344人、学級数は2学級が減少している状況となっております。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>校区外就学希望制度によって就学する校区と住所地におけるコミュニティの相違につい</p>

て審議会における過去の議論を確認する必要があるとのご意見がございましたので、その資料となります。

以前より、住所地における校区の学校以外に就学することにより、通学している校区の地域活動には参加するが、住所地における地域活動には参加しなくなる傾向があり、懸念の声がありました。

そのため、資料2の平成26年度に実施しました校区外就学希望制度の検証の答申におきまして、2. 審議会の審議経過（2）運用実績に対する分析・評価の最後3行に記載されておりますとおり、「本制度の運用により地元地域の行事や活動の参加に一部影響をきたしているとの意見もあったが、本制度の趣旨について、保護者や子どもに一層の周知を図ることも必要であると考え。」と答申されております。

答申を受けまして、お配りしておりますパンフレット「川西市立学校 校区外就学希望制度の概要」3ページに記載されております、校区外就学希望制度を利用する場合の留意点におきまして、4つ目に「本制度は就学指定校を変更するもので、地域での活動を制限するものではありません。地域活動は、これまでどおり住所地が基本となります。」と周知させていただいております。

続きまして、資料3をご覧ください。

校区変更に際しても、基本的にコミュニティは小学校区に連動しているため、校区を変更することで、コミュニティの一部が別の学校のコミュニティに変更されることになるため、コミュニティに対し一定の配慮が必要であろうとの議論がございましたので、校区変更の要望につきましては、資料3 平成24年12月21日付の答申にございますとおり、「校区変更の要望については、学校と地域社会が、歴史的経緯も含めて密接な関係にあることを考慮し、ある程度の大きさをもった地域団体の総意として受けることが望ましい。」と答申されております。

要するに、校区変更はどのような場合に、本審議会に諮るのかといったことにつきましては、ある程度の大きさをもった地域団体の総意として要望があった場合に、本審議会に諮ることとされております。

続きまして、資料4をご覧ください。

前回、第4回審議会で配布しました、「資料5 令和2年度から令和4年度入学に係る校区外就学希望制度申請及び受入校別就学希望者の状況」でございますが、各校において申請者割合を確認したいとのご意見をいただきましたので、全体に占める申請率の欄を追加するとともに、対象となる児童・生徒数の欄を追加しました。

続きまして、資料5をご覧ください。

前回の審議会でご意見いただきました、桜が丘小学校の近隣に在住している川西北小学校区の児童への対応でございます。

前回の審議会でもご説明させていただきましたが、今回の検証期間における平成27年度から令和4年度入学者におきまして、川西北小学校区で毎年、申請者多数により抽選を実施しており、一定数の落選者が出ている状況であります。

落選者への対応としましては、校区外就学希望制度とは別制度で、区域外就学制度という個々の児童・生徒の状況に応じて、要件に該当する場合、就学校の変更を認めるという

	<p>ものがございます。校区外就学希望制度に落選してしまっても、区域外就学制度の要件に該当する場合は、希望校へ就学できる可能性があることを案内させていただいておりまして、これまでも、主に「資料5の理由5にあります、保護者の勤務・療養等の関係で、祖父母宅等から当該校区の学校へ就学したい。」との理由により希望校へ就学されている方も一定数おられます。</p> <p>また、現行の区域外就学制度では認めておりませんが、新たに住所地における校区校が遠距離であり、隣接する希望校の方が通学時間を短縮できる場合など、通学の安全面や利便性に配慮した就学校の変更を可能とする制度の拡充について教育委員会で検討しております。制度を拡充する際には、先ほど、資料2でのご説明の際申し上げましたが、過去の答申に従いまして、校区外就学希望制度概要パンフレットに記載しております「地域活動は、これまでどおり住所地が基本となります。」と同様の注釈を区域外就学制度の申請書に追加する方向で検討しております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、「校区外就学希望制度の検証について」事務局より資料の説明がありました。改めて今回の校区審議会における諮問内容を確認させていただきますと、今回の審議会におきましては、平成27年度以降の運用状況を踏まえての「校区外就学希望制度の検証」について議論いただく場というのが、本審議会の第1の使命であると思います。</p> <p>ですから、資料1から資料3につきましては、資料を確認し、また、理解いただくということでございます。</p> <p>校区外就学希望制度に関する部分についてこれらの資料についてご意見・ご質問ございましたらよろしくお願いたします。</p> <p>前回、橋詰委員から資料の要望がございましたが、事務局より提出された資料の内容でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 会長 委員</p>	<p>はい、こちらの内容で理解できました。ありがとうございます。</p> <p>熊手委員、いかがでしょうか。</p> <p>前回、意見を申し上げたのですが、平成27年度にこのような答申が出ておるということが私まで届いておりませんでしたので、この資料で一定の納得はできるわけなのですが、ただ、やはり地域としては、課題は残るなと思っております。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>ありがとうございます。続きまして、高垣委員いかがでしょうか。</p> <p>今、熊手委員が言われたように、元々地元といいますか会員がある一定の条件で牧の台小に編入されたという経緯がありました。それは牧の台小が、一人歩きできたという状況になれば元に戻すというのが自然の流れではないかと思いました。それと、もう一つは、あまり5%という問題に細かくとらわれるのではなく、言葉は適切ではないかもしれないが、重箱の隅を突くようなことはあまり益がないと思っております。加えて、本制度と関係のない話かもしれないが、私の地域では小学校が2つありまして、その問題をどうするのかというのが最も大きな問題であるので、このような場で皆様のご意見を聞かせていただきたいというのが私の思いです。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>ありがとうございます。寶田委員いかがでしょうか。</p> <p>私の地域は、地域に住んでいればこの学校に通っていようが地域の行事に参加させる</p>

会長 委員	<p>という形をとっております。今のところ何の問題も起きておりません。たまに、桜が丘小学校に通っていないのに地域の行事に参加させることは何事だとおっしゃる方もいらっしゃいますが、子どもである以上、どこの学校に通っていようが地域の子どものため、地域で面倒を見てやりましょうとしておりますので、今のところ問題ございません。</p> <p>ありがとうございます。株本委員いかがでしょうか。</p>
会長 委員	<p>地域での行事は、コロナの影響で少なくなっているのですが、生徒は地域行事に一定数、参加しているのではないかと考えております。中学校としては、あまり行事に参加することが少なくなってきました、課題かなというところはあります。本制度に関しては、学校としては特段、大きな支障があるということは考えておりません。</p> <p>ありがとうございます。それでは秋葉委員いかがでしょうか。</p>
会長	<p>資料を見せていただいている、資料2の最終ページ(2)運用実績に対する分析・評価の内容で、小学校では制度に賛成的な意見が約45%、約半分は制度に対して賛成的な意見だと書かれているのですが、残りの半分は人数制限等に対する意見、反対意見、必要性を感じないなどと書かれているのですが、具体的にどのような意見があったのか気になりました。</p> <p>ありがとうございます。それについては、私から記憶の範囲でお答えさせていただきます。これは、全てのアンケート回答を書き起こしたものを基にして、本審議会で議論したのですが、もっと人数制限を緩くするべきだというご意見から、5%枠はいらぬというような意見まで色々ございまして、このような意見を全部こみで半分ぐらいありました。基本的にはどちらでもいいというご意見を含めれば、過半数の方が現行制度を支持しておられたと私は記憶しておりますが、事務局のご意見はいかがですか。</p>
事務局	<p>当時の資料を持ち合わせているわけではございませんが、会長にご説明いただいた内容で間違いないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、手元に資料がございませんので、私の記憶で申し上げただけですが、秋葉委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
会長	<p>続きまして、稲垣委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この校区外就学希望制度を知っている人が少ないのではないかと思います。私自身も審議会に参加して初めて知ったので、実際に校区外の学校を希望している人しか知り得ないと思うので、制度の周知をもう少ししていただけたらと感じました。</p>
事務局	<p>現状の周知方法ですが、市ホームページと広報誌を活用しております。また、対象者である新小学1年生については、案内文を郵送で配布しており、新中学1年生については、在学している小学校を通じて案内文を配布しております。</p>
会長	<p>事務局より説明がありましたが、稲垣委員、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>その年の対象者だけに周知するのではなく、もう少し前から子どもの進む道を考えたりするので、新小学1年、新中学1年になる方だけに周知するのではなく、ホームページは子育てをしていると忙しくて見るのがあまりないので、違った方法でもう少し早くこの制度を知る機会があればと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。金子委員いかがでしょうか。</p>

委員	<p>申請が毎年コンスタントにある、抽選が実施されるほど申請があることを見ると、必要としている家庭には届いているのかなというのが、私の印象です。毎年申請率が高いところが固定しているように思うのですが、その地域と申請率が低いところの差というところに、地域とか学校の課題が見えるのではないかなと想像しながら見ていました。</p>
会長	<p>事務局で何か意見ございますでしょうか。</p>
事務局	<p>小学校につきましては、通学距離を理由とした申請が多いことが過去のデータにも出ているのですが、そのようなことから、川西北小学校区でいいますと、学校の配置といえますか立地の関係で、桜が丘小学校が目前にあるにも関わらず、距離が多い川西北小学校に通学しなければならないというところで、毎年、抽選が発生しているように、学校の位置と校区の問題があると認識しております。中学校につきましては、清和台中学校区で複数回、抽選が発生しているのですが、申請理由を見ると、落ち着いた環境で子どもを学ばせたい、要するに、清和台中学校のクラス数はたいだい5クラスであるのに対し、緑台中学校では3クラスであり、少ないクラス数や人数で落ち着いて勉強させたいという環境面を理由に申請されている方が例年多いと認識しております。</p>
会長	<p>これについて以前、議論した時に、クラブ活動の種類も中学校選択の理由として挙げられているようだと言議会で議論しましたが、現在もそのような議論があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>クラブの種類は学校規模によって異なっておりますので、小学校時代に続けてきたクラブが校区の学校にないため、そのクラブがある隣接する校区を希望している場合や、小学校時代の地域のクラブ活動を他の校区の友人と行っており、中学生になっても引き続きその友人とクラブ活動をしたいことを理由に希望される場合など、現在もクラブを理由とした申請は一定数おられます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。金子委員、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>続きまして、橋詰委員よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>特にございません。</p>
会長	<p>副会長、何かございますか。</p>
副会長	<p>区域外就学もそうなのですが、学校選択制度が主旨としているものが、子どもの数が減りすぎたときに、学習集団の組織が難しくなってくることが、課題としてあったのですが。これは川西市の話ということではありませんが。学校選択制度が導入された時の主旨だったのですが、今、話を伺っていて学校選択制度や区域外就学など、別の学校を選択する理由の、それなりの数をクラブ活動が占めているとなった時に、クラブ活動については、中学校の教育課程外ですので、課外活動が理由となって選択する人たちが、それなりの数がいて、それに対応させるためにこの制度のあり方を考えなければならないというのは、話が捻れているのではないかと感じました。あと、これは選択制の話とは別なのですが、クラブ活動については、これから学校単位でチームを作るのではなく、子どもの減少に応じて、複数の学校で一つのチームを作ったりとか、部活動の指導を学校教員から切り離していくということが全国的にどんどん行われている最中ですので、今、お話を伺っていて、特に中学校の選択において、部活動が主たる理由として選択されることについて、違う観点からの議論が必要ではないかと感じました。以上です。</p>

会長	<p>ありがとうございます。クラブ活動は、主要因ではなくて要因の一つだと思います。もちろん色々な方がいらっしゃると思いますので、クラブ活動を重視される方もおられますし、されない方もいらっしゃる。色々ある要因の中の一つとして無視はできないけども、あくまでも要因の一つであると私は理解しております。</p> <p>一通り、皆様のご意見をお伺いしましたが、何か言い忘れたことがあれば、よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>先ほども5%についてお尋ねしましたが、この制度の成果はどうだったか、どのような効果があったかといったところを纏めて、その上で、どこが問題なんだと、どう改めなければいけないのかと話を持っていくのがこの審議会の有り様ではないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。</p>
会長	<p>事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>制度の成果でございますけれども、もちろんそれをご報告させていただいて、ここで協議させていただく場でもありますが、冒頭、申し上げましたとおり、過剰な流入は避けつつも、理由を問わず、指定校以外の学校を希望される方に対しては、それを認めていこうという制度の中で、5%という数字を設けたわけでありましてけれども、概ねその範囲内で収まっているということは、この制度の主旨を踏まえて希望される範囲の中で使っただけなのかなと評価をしております。ただ一方で、区域外就学制度拡充のお話もさせていただきますけれども、特定の校区で引き続き抽選が続いているケースもございますので、ここにつきましては、理由を一定、精査しつつ、特に通学の安全面、過去の議論の中でも、3つの原則に基づいた校区の在り方ということを提言いただきましたけれども、その大きな一つが、安全性を配慮していかなければならないのは、これからも変わりないと思いますので、その辺りのご意見で、抽選が発生しているところにつきましては、別の制度でこれから拡充を目指していきたいなところなんです。雑多になりましたが、以上でございます。</p>
会長	<p>私の方から、一言申し上げます。この制度の効果というところですが、この審議会が発足したのが2005年でして、当時、2000年ごろから学校の自由選択制度というのが、東京都品川区をはじめ、様々な自治体で導入されました。品川区で言いますと、区を4つに分けて、その中から自由に小学校を選択できる、中学校は区の中から自由に選択できると、非常に大胆なことをなされたわけですね。ところが、川西市ではそういうのはコミュニティの破壊につながると、要するに学校の完全な自由選択制というのは、地域内の貧富の格差や教育環境の格差を広げることにつながる、コミュニティの破壊につながるので、非常に否定的な見方をされていたわけですが、川西市で本審議会の初代会長を務められた三上会長は私の先輩であります。その方はすでにそのことをおっしゃっておりまして、やはり、校区をベースとしながら、柔軟に対応するけど、自由選択にはしないと、校区を基本的には維持するんだということで、この審議会の5%枠というのを審議会として提案して認めていただいて、これが今日まで運用されております。私は品川区のような自由選択制にしなくてよかったなど、品川区も今は自由選択制をやめて校区制度に戻っているようですけれども、そういう制度が右に行ったり左に行ったりすることなく、柔軟に対応しつつも、校区を維持するというこの方向で間違っていないかと私は感じて</p>

	<p>おります。</p>
委員	<p>何か意見があれば、お願いいたします。</p> <p>2005年から始まった審議会ということで、その中で5%の問題やそれ以外の問題について制度を修正しないといけないということがあれば、修正してこられたものと思います。それはそれで結構なことと捉えています。私が審議会に出席させていただき本日で2回目ですが、私の地域では5%枠制度が特段大きな問題であると地域は認識していません。5%枠制度は今後も活かされていくことは必要であり、抽選時の条件を整えることも大切であると思います。</p>
会長	<p>この制度は定期的に見直すというのが、この審議会の大事な役割の一つであり、5年に1度、検証を行うこととなっておったのですが、今は5年にとらわれず定期的に見直すということとなっております。ルーティンワークと緊急事態の両方があると理解しております。ありがとうございます。</p>
委員	<p>私、桜が丘小地域ですけれども、評議員をしておりますが、校長先生と話しをする機会があって、この制度があって非常にありがたい。この制度が無かったら桜が丘小は潰れているというような話も出たりしましたので、やはりある程度の5%枠というのをきちっとしないと、行きたいところに行きなさいという制度では困ると思うので、学校現場としてありがたい制度ですとおっしゃっておりましたので、皆で守っていったらなと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。私、この審議会の委員として12～3年務めているのですが、中には8%にしたらどうかといった議論もありまして、もう少し緩やかにしてはどうかということもありまして、しかし当初からずっと5%を維持してきて大きな誤りは無かったのかなど、もちろん皆さんおっしゃるように課題はあるわけですが、大枠としては、これで良かったのではないかなと感じております。</p>
事務局	<p>事務局から何かございますか。</p> <p>前回の審議会で配布しました資料2の中でもご説明させていただきましたが、事務局として現状における課題を2点挙げさせていただいております。改めてご説明させていただきますと、1点目が「一部の地域で、毎年5%枠の抽選が発生している。」、2点目が「就学希望が可能な学校数が住所地によって異なる」ことでございます。</p> <p>事務局の考えとしましては、まず、1点目「一部の地域で、毎年5%枠の抽選が発生している。」というところにつきましては、小学校では、川西北小学校が今回の検証期間である平成27年度から令和4年度入学分において毎年、抽選を実施しております、中学校でも、清和台中学校が5回、緑台中学校が4回、抽選を実施している状況となっております。</p> <p>このことにつきましては、一部の地域において、毎年5%枠の抽選が発生している状況ではありますが、全体としては、概ね5%枠内で運用できているものと認識しておりますので、現状のまま今後も運用を行うことが妥当であると考えております。</p> <p>しかしながら、先ほどご説明させていただきましたとおり、毎年、一定数の落選者が発生している状況でもありますので、落選者への対応として、児童・生徒の個々の状況に応じて就学校の変更を可能とする区域外就学制度の拡充を、教育委員会で検討してまいりたい</p>

	<p>いと考えております。</p> <p>続きまして2点目、「就学希望が可能な学校数が住所地によって異なる」ことにつきましては、申請できる学校を隣接校に限定している理由が、通学上の安全を考慮して、通学可能な学校という観点から、隣接校のみとしておりますので、こちらにつきましても、現状のまま運用を行うことが妥当であると考えております。</p> <p>以上、現状における課題を2点挙げさせていただいておりましたが、事務局といたしましては、校区外就学希望制度は現状のまま運用することが妥当であると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、事務局の方から説明いただきましたとおり、校区外就学希望制度は現状のまま運用することが妥当であるということでもございましたが、これにつきまして、各委員、ご意見お願いいたします。</p> <p>特にご意見ございませんでしょうか。それでは、校区外就学希望制度の検証についての議事については、現状のまま運用することが妥当であるとの結論でご異議ございませんか。</p> <p>(意義なしの声)</p> <p>はい。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは、議事(2)その他でございますが、事務局からお願いいたします。</p> <p>その他でございますが、ただ今、現状のまま運用することが妥当であるとの結論をいただきました。この後、答申を作成することになるのですが、答申につきまして、会長、副会長と事務局で進めさせていただけたらと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>事務の進め方はそれで結構かと思いますが、委員の皆様にも確認いただき、ご意見いただきながら進めていくことがいいかと思います。そのように進めていただけると幸いです。</p>
事務局	<p>それでは、答申案が作成できた段階で、委員の皆様にご確認いただく機会を設けさせていただきますので、ご対応、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議事は以上でございますが、次回、審議会の日程につきまして事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の諮問に伴う審議会につきましては、本日で終了となりますが、年に1回、校区外就学希望制度の申請状況を確認いただく会がございますので、具体的な日程は決まっておりませんが、来年度、ご案内させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。本日の会議全体を通じて、何かご意見ございませんでしょうか。それでは、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>